

議案第41号

世田谷区立千歳温水プール条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 利用料金の額を改定するとともに、料金区分を変更する必要があるので、  
本案を提出する。

世田谷区立千歳温水プール条例の一部を改正する条例

世田谷区立千歳温水プール条例（昭和49年4月世田谷区条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表1の部団体の項中「6,240円」を「7,080円」に改め、同表2の部を次のように改める。

2 温水プール、トレーニングルーム又は体育室

区分	単 位 時 間	利 用 料 金	
個人	6月から9月までの間にあつては2時間以内、10月から5月までの間にあつては1回	大人	590円
		高齢者（65歳以上）	180円
		子ども（18歳以下（幼児を除く。））	180円
		幼児	無料
		障害者	180円
		障害者（18歳以下に限る。）	無料
		障害者の介護者（区長が定める人数に限る。）	無料
	1時間以内	大人	290円
		高齢者（65歳以上）	90円
		子ども（18歳以下（幼児を除く。））	90円
		幼児	無料
		障害者	90円
		障害者（18歳以下に限る。）	無料
		障害者の介護者（区長が定める人数に限る。）	無料

別表3の部団体の項中「860円」を「970円」に改め、同表4の部団体の項中「1,290円」を「1,460円」に改め、同部個人の項中「360円」を「40

0円」に、「小人（小・中学生）」を「子ども（18歳以下）」に改め、同表5の団体の項中「280円」を「310円」に改め、同表6の部中「30分」を「20分」に改め、同表備考第3号中「130円、高齢者、小人」を「150円、高齢者（65歳以上の者をいう。）、子ども（18歳以下の者（幼児を除く。）をいう。）」に、「小・中学生」を「18歳以下の者」に、「40円」を「50円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。